

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成30年3月12日（月）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第32号「所沢市子どもと福祉の未来館条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第32号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第33号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第33号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時2分）

（説明員交代）

再 開（午前9時4分）

○議案第24号「所沢市国民健康保険財政調整基金条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員 本会議でも触れられていたが、議会でも財政調整基金について国民健康保険でも基金をつくるべきではないかという指摘がされてきた。ここにおいて広域化との関連があるのか、背景を伺いたい。

森田国民健康保険課長 これまでも保険給付費等支払基金という基金があり、広域化になりましたら保険給付費の支払いについては県が責任をもって行うこととなりましたので、平成30年度から、健全な財政運営に資するために財政調整基金を設置するものです。

赤川委員 他市も同じような動きなのか。

森田国民健康保険課長 本市と同様に財政調整基金を新たに設立するという市町村としては、さいたま市、入間市、飯能市等があります。また財政調整基金をすぐに設置しないところは、川口市、川越市、越谷市などです。

赤川委員 これからどのような規模の基準で基金を積み立てていくのか。

森田国民健康 積み立ての額についての基準は、今のところ考えておりません。

保険課長

平井委員

一般会計から基金として入れていくということだが、積立金は給付費が足りなくなった時に使うという仕組みのものか。

森田国民健康

保険課長

一般会計から基金の繰り入れをお願いするものではなく、現時点では、今後、国保財政において赤字繰り入れなしで、例えば保険税の増収、医療費の適正化により、国保会計に剰余金が発生した場合に積み立てることを考えています。

平井委員

使途は何か。

森田国民健康

保険課長

この先、納付金が県から示されますが、その金額は毎年変わります。例えば医療費が上昇したということでは、翌年度にそれが影響してきます。そうしますと税収が不足するという事態が起こることも考えられますので、財源不足を補うような形で使うことを考えています。

平井委員

広域化によって6億円が不足しているので、その赤字解消計画として、2年後か3年後かわからないが、国民健康保険税の値上げが行われる。そのようなことをしていてもこの基金は必要なのか。そうするのであれば値上げをしない方向も考えられると思うが、なぜ基金までつくって値

上げもするのか。

森田国民健康
保険課長 赤字解消計画の中には税率の改正も入っていますが、基金を改正前にある程度積み上げることができれば、次回の税率改正において引き上げ額を抑えるなどといったことにも使えると考えています。

小林委員 確認だが、国保会計の剰余金などで積み立てていくということであるが、一方で一般会計からの繰り入れを徐々になくしていくという方向である。そういうものに調整基金が使われるという解釈でよいか。

森田国民健康
保険課長 国保財政の中で剰余金が発生するのは、基本的には赤字がなくなって剰余金が出た場合と考えておりますので、その際には基金に積み上げることになります。赤字の解消というわけではないと考えています。

小林委員 今までは一般会計からの繰り入れがあった。それにかわってこの基金からということはないということか。

森田国民健康
保険課長 これまでは一般会計から赤字繰り入れをしていただいておりますので、ここ2年間は一般会計に返すという形をとっています。今後、赤字解消計画に沿った赤字の解消が行われ、なおかつ剰余金が発生したという場合は、国保会計の中の税収増、医療費適正化の効果と判断できれば、基

金に積み立てることを考えています。

福原委員

第3条第2項の、必要に応じという部分については、どのようなケースを想定しているか。

森田国民健康
保険課長

基金を積み立てることで利息等が発生する場合があります、その利息を想定しています。今のところ、有価証券に換えることはないものと考えています。

福原委員

必要に応じとはどんなケースか。金融機関だと利息が少ないので、もっと利率が高いところに預けるというイメージか。

森田国民健康
保険課長

基金の運用の方法として、利率の高いところに預けるといったことを考えております。

福原委員

その場合のリスクへの対処についてはどのように考えているか。

森田国民健康
保険課長

有価証券についてはリスクがあると考えていますが、利息についてはそれほどリスクがなく運用されるものと考えています。

福原委員

運用によってふやしていくということを考えるのではなく、あくまで

管理を前提とした効果的な運用ということで、リスクは考えなくてよい
ということか。

森田国民健康
保険課長

基金の運用については健康推進部で考えているものではなく、他にも
基金がいろいろありますが、すべて出納室で管理をしていますので、そ
ちらでの判断になります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

○議案第37号「所沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第37号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

休 憩（午前9時16分）

（説明員交代）

再 開（午前9時19分）

○議案第25号「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

中村委員

質疑及び一般質問でも桑島議員から質疑があったが、社会とまちづくりの違いというところで、なぜまちづくりを社会にしたのか、もう一度ご説明いただきたい。

並木障害福祉
課長

この条例の検討に当たっては、平成28年10月から平成29年8月にかけて、市の附属機関である障害者施策推進協議会やこの条例の制定に向けて新たに設置した（仮称）障害者差別解消条例検討会の2つの機関で11回にわたり検討を重ねてまいりました。その中で、この条例が差別解消条例と手話言語条例の2つの要素を兼ね備えたものであることから、障害のある人もない人も互いに助け合い、社会的障壁を取り除いて共に生きる社会を実現したいという意見や、障害者当事者を初めとする委員の方々から、漢字の共生社会という表現では少し堅い印象があるという意見があり、共に生きる社会づくりを目指していきたいということで、その思いが条例名となったものです。

中村委員

まちづくりと社会という言葉をどうするという議論は特になかったということか。

並木障害福祉課長	まちづくりという言葉について提案する意見はありませんでした。
中村委員	では社会という言葉はどうするかという議論はあったのか。
並木障害福祉課長	共生社会をつくりたいということで議論がありましたので、社会という言葉の意味合いについての議論はありませんでした。
中村委員	まちづくりという言葉に対する議論はなかったということか。
並木障害福祉課長	そのとおりです。
中村委員	共生社会という言葉はどこから来ているのか。上位法の関係か。
並木障害福祉課長	共生社会については、この条例の上位規定である障害者差別解消法の目的で、共生社会の実現を目指すとされているところから来ているものです。
中村委員	上位法の中に共生社会という言葉があるということか。

並木障害福祉
課長

そのとおりです。

中村委員

ということは、それをそのまま議論の一番最初の発端として俎上に乗せた結果、こうなったということか。

並木障害福祉
課長

共生社会については事務局から提案したものではなく、先ほど申しました2つの検討組織でどういった名称がよろしいかということで事前に出していただき、その中から検討した結果になります。

平井委員

この条例ができたことはとてもよかったと思っているが、条例の文章全体を見ると、合理的配慮という言葉が結構出てくる。例えば第5条に、市は障害のある人に合理的配慮をしなければいけない、あるいは6条の2項に、障害のある人に合理的配慮をするなど多くあるのだが、例えば精神障害者に合理的配慮という場合について、本会議では車いすについて話があったが、精神障害者に対する合理的配慮というのはわかりづらい。どのように考えているか。

並木障害福祉
課長

精神障害者については見た目では障害があることがわかりませんが、精神障害があるがために、難しい言葉を一度に多く言われるとそれを理

解できずにパニックを起こしてしまうといったことが精神疾患から生じることがありますので、簡単な言葉でわかりやすく説明するといったことが、精神障害者に対する合理的配慮になるかと思えます。

平井委員

今答弁に少し苦勞したように、わかりにくいということでは、せつかくいい条例をつくってもらっても、精神障害者にとってはその配慮が何かわからない。見える化というか、こういうことを指すということをごここに示す必要があると考えるがいかがか。

並木障害福祉
課長

条例ができた暁には、新年度予算において条例の推進事業という形で周知、啓発に係る予算を提案していますので、その中で条例の内容、障害種別ごとの対応を示すようなパンフレットや冊子を作成し、周知を図っていきたいと思います。

平井委員

本会議場で、正当な理由があった時には断ってもいいという話があった。部長からは、例えばタクシーに乗る時、車いすの方が乗り込めない場合がこれに当たるとの答弁があったが、正当な理由があった時に断ることができるという文面が入っていると、何かそういった理由があれば拒絶できると考えてしまう。なぜそういう文章を入れたのかわからないのだが、詳しく説明をお願いしたい。

並木障害福祉 課長	事例として部長が申し上げたタクシーの件がまさに正当な理由に当たるケースになりますが、車いすを利用されている方が街で走っているタクシーをとめて乗りたいといった場合、折り畳み可能な車いすであればトランクに乗せられますが、電動車いすのように折り畳みができない場合、セダン式のタクシーには乗り込みできないため、乗車をご遠慮いただくといったことが挙げられます。正当な理由という文言がないと、全てが障害者に対する差別と捉えられてしまうので、そういったことを避けるために条例に盛り込ませていただいたものです。
平井委員	そういったことを説明しなければわからないので、正当な理由とはという説明を載せる必要があると思うがいかがか。
並木障害福祉 課長	この議案をお認めいただきましたら条例の逐条解説を作成し、条例に規定してある文言について説明するとともに周知を図っていきたいと考えています。
中村委員	全くよくわからない。正当な理由がなくてもタクシーの例は乗車拒否できるのではないか。差別を理由とする不利益な扱いではなく、トランクに入らないから乗車拒否をするという話である。これだけでは正当な理由なくという文言がなくても問題ないように思えるが、なぜ入れたのか。具体例があれば伺いたい。

並木障害福祉
課長

障害を理由とした不利益な取り扱いについて、今回この条例の中で問題視しているのですが、障害があるがために利用を断る、例えば精神障害や知的障害のある方がアパートを借りる場合に、障害者というだけで断られることがあります、その場合は正当な理由がありません。正当な理由については先ほどのタクシーなど、物理的な状態、例えば車いすを利用されていたり肢体不自由である方が、エレベーターがなく、階段を使わなければ行くことのできない地下のレストランを利用するに当たって店の人に手伝ってもらいたい場合に、それを断るといったケースが考えられます。

中村委員

レストランがたまたま忙しいからといって、障害のある人はお断りして障害のない人は入っていいということか。それはまさに障害を理由とする不利益な取り扱いではないのか。そういう意味ではないのか。

植村福祉部長

今のレストランの例はかなり端折ってしまったのですが、課長が言いたかったのは、例えば地下や2階にある飲食店で店主が1人しかおらず、前もって電話を受けて車いすや足が不自由という話を聞いた時、店には私1人しかいないのでお手伝いできません、どなたかと一緒に来て、その方に手伝っていただいて店まで来られるのであれば受け入れられますが、1人で来るのであればお断りしますというケースは正当な理由に当

たるといふことで、その例としてお話させていただいたものです。

中村委員

今のケースは、この条例の文言ではいいということになるわけだが、
正当な理由という文言がないとだめということか。

植村福祉部長

この文言がないとだめというよりも、この文言がないと、全て差別的
な取り扱いと思われてしまうというところからこの文言が生きてくるの
だと思います。

中村委員

この条例は、できる限り全て差別的だと思われるようなことは除いて
いこうというものではないのか。それともある一種の部分については、
差別ではないけれども、障害を理由に区別されるような状況がある一定
程度許容されると考えてつくっているのか。

植村福祉部長

もちろん差別的な取り扱いをなくしていくものです。しかしどうしても、
物理的なことなど、結果として不利益な取り扱いになってしまうこ
ともあるのですが、そこには正当な理由もあるという意味も含んでいま
す。この条例については、そこが目的ではなくこの条文の先を目指して
おり、先ほどのタクシーの例で申しますと、ただ断るのではなく、運転
手が知り合いや同じ会社でその方が乗ることができるタクシーを呼ぶと
いったところを目指しているということをご理解いただければと思いま

す。

中村委員

先ほどのレストランの例はある程度理解できる部分もある。しかし本会議で部長が答弁したタクシーの乗車拒否については適切でない気もするが、いかがか。

植村福祉部長

差別解消法ができた時、差別的取り扱いの相談が各省庁に行くことになってきたことから、各省庁で該当事例を出しています。私が申し上げたのは国交省で出している事例で、そういったものは差別的取り扱いにはならない、不利益な扱いには当たらないということで出ていたものを紹介したものです。

中村委員

答弁の時、それを言っていたか。

植村福祉部長

言っていません。

中村委員

今の話は、正当な理由なくという部分の説明にはなっていないのではないか。タクシーの話は、障害を理由とする不利益的な取り扱いには当たらないという事例なのか、当たる事例なのか。

並木障害福祉

正当な理由があるので、不利益な取り扱いには当たらないという事例

課長

です。

中村委員

それはやはり、障害を理由とする正当な理由のある不利益的な扱いなのか。私は車いすの大きさの問題であって、障害を理由にはしていないと思う。部長や国交省は障害を理由としたものだというが、本当にそうなのか。

植村福祉部長

車いすの問題かもしれませんが、車いすに乗っている方は障害者ということでそのような考え方になるのだと思います。

中村委員

ならないと思うがいかがか。

植村福祉部長

そういう考え方になるかと思います。

平井委員

第9条に、障害のある人が適切な教育を受けられるよう、次に掲げる施策をとあるが、適切な教育とは何を指しているのか。

並木障害福祉
課長

障害のあるお子さん、児童、生徒が教育を受けるに当たり、その方にふさわしいということが適切であると考えています。

平井委員

その方にふさわしいということが気になる。誰が適切と判断するの

か。

並木障害福祉課長 教育環境について、どういったものがふさわしいか情報提供を行いながら本人や保護者の意見を最大限に尊重し、何に配慮する必要があるかについて、教育委員会、学校、保護者の関係機関の協議によって決定していくということが現状ではなされているということです。

平井委員 そこまで説明しなければわからない文章はどうかと思う。障害の有無にかかわらず、分け隔てのない教育を受けられるよという文章のほう、ずっとわかりやすいと思う。また適切な教育を受けられるという表現が上から目線にも思えてしまうし、これが差別になっているとも感じてしまう。障害があってもなくても全て平等に受けられるよといった表現のほうがいいと思うが、そういった議論はあったのか。

並木障害福祉課長 そういった議論は特にありませんでしたが、障害者差別解消法もこの条例についても、現状としては、どちらかというところ障害のある方が差別的取り扱いを受けているという状況にあるからこそ出てくるのであり、そういったことを踏まえると、適切な教育を受けられるよという表現が、それを端的に示しているものであると考えています。

福原委員 パブコメを実施し、9人から22件の意見があったと報告があったが、

この意見の中で賛否がわかるものについてはどのような割合であったか。

並木障害福祉
課長

正確な数についての資料が手元にありませんが、大部分が、条例ができた後の取り組みについての要望を意見として出されたものでした。それ以外では、条文の内容についても意見をいただいております、それを踏まえて2点の修正を行いました。内容ですが、1点目としては、第2条の障害のある人の定義のところ、身体障害、知的障害、精神障害に難病や高次脳機能障害を加えたこと、2点目としては、第4条の不利益な取扱いの禁止のところ、当初は障害の当事者と支援者を主語としていましたが、ここから支援者を削除しました。なお条例に対し、賛成反対といった意思を示す意見はありませんでした。

福原委員

この条例自体、非常に素晴らしいものだと評価しているが、第4条で支援者の文言を削除した理由について、もう少し詳しく伺いたい。

並木障害福祉
課長

支援者は障害のある方をサポートするもので、不利益な取り扱いを禁止するのは、当事者である障害のある方だけでも十分であり、目的を達するという意見を踏まえて削除したものです。

福原委員

パブコメの内容は、条例制定以降の取り組みについてのものが多かつ

たとのことであるが、その取り組みの中での代表的なものを伺いたい。

並木障害福祉
課長

さまざまな意見がありましたが、一番わかりやすい例として、第8条の意思疎通に関する条項について、難しい言葉や専門用語には対応しづらいので、当事者にわかりやすくゆっくり話し、丁寧に説明することを望むという意見や、第10条の就労の支援に関する条項について、重度の身体障害の方の就労について、通勤面での配慮が必要な方がおり、そのための通勤サービスを今後検討していただきたいといった意見がありました。

福原委員

最後に、今のパブコメに対する市からの回答はどのような形で示されたのか。

並木障害福祉
課長

条例の中身に関わるものではありませんでしたので、ご意見として参考にさせていただきますという回答をさせていただきました。

小林委員

第7条に障害のある人等の役割とあるが、これは障害のある人が自分の状況を説明し、その状況をよくしていただきたいと意見を表明することで改善を図るものかと思ったが、この条例については障害者から提案してほしいという話があったと聞いていて、そこに支援者が入っているかどうかはわからないが、障害者は自分の状況を説明することができな

いこともあると思う。その点で違和感を感じるのだが、背景について伺いたい。

並木障害福祉
課長

検討段階において、この条例を差別解消の先にある共生社会の実現を目指す条例にしたいということがあり、障害のある方の親御さんが委員として入っていたのですが、その方から、共生社会を目指すのであれば、障害のある当事者も保護されるだけではなく、自ら主体的に共生社会にかかわれるような規定があることがよろしいのではないかという意見がありました。その意見に基づき、最初の検討の中では、自ら意思の表明をするという条文案をつくっていましたが、小林委員からあったように自ら意思の表明ができない方もいることも含め、この条文については検討の中でも一番議論をしてきた部分になります。最終的には共生社会を築いていく礎というところで、お互いに助け合いながら認め合い、不利益な取り扱いの除去についての必要性や内容を、障害のある人もない人も理解していくことが、共生社会の実現につながるということでこのような条文になったものです。

小林委員

もう一つ、第10条の就労支援について、ヒアリングでも話をさせていただいたかと思うが、障害者が障害者枠で働く場合に、そこでいじめがあるという話を聞くことがある。また賃金についても、障害者枠ということで事業者には助成金や補助金など何かしら出ているのにもかかわ

らず低い状況もあるが、そういったことについても関わっていただけるのか。

並木障害福祉課長 就労支援については、障害のある方が就労しにくいという状況が現実
にあり、その部分について規定を設けることで、就労支援、相談につい
て市が率先して進めていくため、条項を設けたものです。

小林委員 その相談はどちらで受けていただけるのか。

並木障害福祉課長 所沢市においては、所沢市社会福祉協議会の就労支援センターで一般
就労に特化した就労支援を行っています。

平井委員 この条例ができたことについては評価をしたいと思っているが、条例
ができたからといって、障害者の差別解消ができるわけではない。障害
者の方はこの条例をよく読まれると思うが、健常者がこういったことを
知らないといけないと思う。周知の方法と、所沢市としてこの条例がで
きたことによる、障害者差別をなくすための具体的な施策を検討してい
るかについて伺いたい。

並木障害福祉課長 今回の条例では、法律で対象としていない市民の方に対する、障害者
への合理的配慮についての努力義務を規定しています。法律に上乗せと

いう形で市民の方にも求めていますので、この条例の推進事業の中で、市民の方、事業者の方に対する周知啓発を行っていききたいと思います。また条例の第4章では、差別事例について当事者間でいさか이가こじれてしまった場合にその解決に努めていくということで、附属機関である社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会を設置するといったことを盛り込んでいます。

平井委員

そういった文章だけでは、障害者差別はなかなか解決できないところがあり、具体的な事例の中で学んでいくものである。そういった意味では、学習会といった形で、具体的に障害者の方の悩みを聞きながら解決していくという具体的な広がりがないと、せっかくなつくた条例が死文化されてしまう恐れもある。今後のことになるが、折りあるごとに差別をなくしていくという方針を市全体のものとして取り組んでいかないといけない。議場の答弁の中でも気づかずに差別用語を使ったりすることもあるので、しっかりやっていただきたいのだがいかがか。

並木障害福祉

課長

周知啓発活動により、この条例をつくっただけでなくその先、条例に魂を込めていくことになると考えていますので、これから一つひとつ地道に取り組んでいきたいと思っています。

赤川委員

合理的配慮の義務化という話があったが、これからいろいろなことが

起こり、これが差別に当たるのかということになっていくと思う。今、部長や課長が答弁をしているが、担当職員も答えられなければいけないし、国や県が各自治体に、対応要綱や対応指針といった明確なもので説明し、それを事業者も市民も理解していかなければいけないと思うものだと思う。そういった基準となる指針、要綱といったものを持っているのか、またはこれからつくろうとしているのか。またあわせて職員に対する研修の方法やシステムについても伺いたい。

並木障害福祉
課長

職員の対応要領については、平成28年4月の障害者差別解消法施行にあわせて市でも作成しています。それに基づいて全所属に対し、職員対応要領についての説明を行っており、その後、新規採用職員、新任係長、課長研修の中で障害者差別解消法や職員対応要領についての説明を行っているところです。今後は、障害種別ごとの特性や、どういったものが差別に当たるかなどについて、対応要領よりも少しわかりやすくしたものを作成することなどにより、差別の解消を図っていきたいと考えています。

赤川委員

今回はあっせんまで行うため、場合によっては法的な問題が絡む可能性もあり、判断が難しくなるかもしれない。そういった時に、職員だけでなく専門的な立場で相談を受けることができる方はいるのか。それとも他の団体に意見を聞くのか、市の職員だけで判断していくのか。あっ

せん調整委員会についてではなく、今おっしゃった対応の指針に基づいてどう判断するのかとなった場合に、専門家に判断を仰ぐのかということについて伺いたい。

並木障害福祉
課長

市の職員に対して専門的な判断を求めるといえるのでしょうか。

赤川委員

市職員以外の人に何らかの判断を求めることもあるのか。

並木障害福祉
課長

障害者差別解消法の中で、相談機関については、市の障害関係の窓口、相談支援事業者が挙げられています。またそれ以外に、地域のネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を設置することができるという規定があり、所沢市では、所沢市自立支援協議会がその役割を担っています。ここでは障害者福祉サービスを行っている事業者、相談支援事業者、医療機関などいろいろな方がネットワークに入っていますので、そういった中で対応方について協議ができると考えています。

赤川委員

紛争解決手段として、条例上、あっせん調整委員会を置くことになっている。これまでも障害者差別については何らかの相談があったと思うが、最終的にはなかなか具体的なところまでいかなかったと聞いている。今後はあっせんに関しては対象外になるケースもあるのか。どういう形

で取り上げていくのかの基準について伺いたい。

並木障害福祉課長 第14条第2項に規定していますが、他の法律、行政不服審査法や障害者の雇用の促進等に関する法律などにより、解決に導く手順が示されているものについては、あっせんの申し立ての対象から外れるということとです。

赤川委員 明石市では、調査対象者に対する協力についても明記していると聞いているが、所沢市ではどうなっているのか。

並木障害福祉課長 第15条第2項で、対応に当たり、参考人から説明や意見を聞くことができるということを規定しています。今おっしゃった内容については、この条項で対応できると考えています。

赤川委員 議場でも話があったが、あっせんについて、条例上の基準で合理的配慮が必要で差別に当たると判断としても、最終的に事業者などが対応しないというケースがあると聞いている。今回の条例案では公表のことまで書いてあるが、これまで、対応するように伝えたにもかかわらず、対応しなかった事業所や個人の例はあったか。

植村福祉部長 議場でも答弁しましたが、今まではいくつか差別的事案の相談があっ

ても、最終的解決のところまでは明確になっていなかったため、解決せずに終わる事例もありました。ただし市が間に入って解決に導いたものもありましたので、そういった事例自体を公表することはありませんでしたが、今回、この条例をつくったことにより、解決に導けると考えています。

赤川委員

あっせん調整委員会もあるが、市と事業者の間に誰かが入るといことははないのか。それとも市の職員で全て対応するのか。

植村福祉部長

あっせん調整委員会自体が第三者ですので、それ以外にさらにということはないと思います。まずは相談という形になりますので、市以外にも相談事業所が市内に5カ所あり、そちらで当事者と申し立てされた相手方の話を聞くということもありますので、事案によっては市以外の方が間に入るケースもあります。

中村委員

第2条の第2号、障害がある人という部分の後段、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうという部分はなくてもいいと思うのだが、あえて入れた理由について伺いたい。

並木障害福祉

この条項は、上位規定のさらに上にある、障害者基本法の定義を引用

課長 しているもので、前段部分が手帳を所持している方を表し、手帳を有していない方を後段部分で表しているものです。

中村委員 ある者であって、という部分は、かつではないということか。条文を読むと、手帳を持っていて、かつ日常生活や社会生活で相当な制限を受ける状態と限定しているように感じてしまう。今の答弁では限定ではなく拡大しているということか。

並木障害福祉課長 身体、知的、精神については障害者手帳が発行されますが、難病については手帳の発行がありませんので、それについて後段部分で拡大をしているということです。

中村委員 素直に考えるとそうは思えない。どう読むとそうなるのか。

並木障害福祉課長 前段の部分だけでは、一時的な状態で、例えば足の関節が痛くて歩行困難であるというものを指していますが、後段の部分があることにより、それが固定化されている、障害の状態が固定化されている状態を表していると理解しています。一時的なものではなく、それが継続的な状況として日常生活等に支障がある方を障害のある方と定義しています。

中村委員 先ほどの説明では、手帳をもらえる人ともらえない人ということであ

り、今の説明と違う。一時的なものでも手帳がもらえるのか。

並木障害福祉課長 先ほど答弁しました、前段の部分が手帳の所持者ということについては訂正させていただきます。前段部分についてはそういった状態がある方ということで、それが継続され障害の状態が固定されている方を障害のある人と定義しています。

中村委員 障害のある人を後段部分で限定していく意味はどこにあるのか。上位法というのはわかるが、上位法の目指すところ、なぜ上位法では限定したのかを理解した上で、本条例についても引用をしたのか。そのあたりがよくわからないのでご説明いただきたい。

並木障害福祉課長 繰り返しになりますが、一時的な状況の方だけは保護の対象から外すという意図があるということです。

中村委員 それはわかるが、なぜなのか。

並木障害福祉課長 この条例と直接は関係ないかもしれませんが、障害者に対しては、障害福祉サービスなどのいろいろな福祉サービスがあり、それを念頭に置くと、一時的な障害がある方まで対象を拡大すると制度を維持していくのが困難となるという観点から、固定されている方を対象とするという

意図で後段部分を付けているものです。

中村委員

次に、第6号の市民の定義の部分について、障害の有無にかかわらずという文言は入れなければいけないのか。

並木障害福祉
課長

先ほど申しました検討組織での議論で、障害のある方自身も市民であるというご意見があり、障害のある方という定義に加え、市民についても障害の有無にかかわらずという文言を追加したものです。

中村委員

市民であるのは当たり前であるが、障害の有無にかかわらずという文言をあえて入れたのはなぜなのか。

並木障害福祉
課長

共生社会を目指す条例の中で、市民の中に障害のある人、ない人という存在があるといったことを明確にするために入れた文言になります。

中村委員

次に、第13条に、市及び市が委託する相談業務を実施する事業所とあるが、市が行っている事業について何かあった場合に、市が委託する相談機関に相談することは可能なのか。

並木障害福祉
課長

今おっしゃったように、相談機関、相談事業所に相談することは可能です。

中村委員 ものにもよると思うが、委託者と受託者の関係で、状況としては解決が難しいのではないかと考えています。

並木障害福祉課長 相談業務を委託している事業所は所沢市内に5つありますので、問題があつた相談事業所以外の事業所に相談をするのであれば対応ができると考えています。

中村委員 市が行っている事業について問題が起こった時に、市が委託している事業所に相談することはあるのか。

並木障害福祉課長 市の業務に対してということで、相談事業者は市から委託を受けていますが、そういったことで市の業務に対しての相談を受けられないということはありませんし、また相談があつた時には適切な対応をしていきたいと思ひます。

中村委員 受けられないということではなく、適切な対応がどういったものなのか知りたい。市が行っていることについて問題があり、市が委託をしている相談機関に相談をした時に、市はどうやって委託している相談機関との間で線を引ながら対応していくのかという具体例や、条例の運用指針はあるのか。

並木障害福祉課長 委託にかかわらず、市が直営で行っている業務に関しても、そこに障害を理由とする不利益な取り扱いがあったとすれば、不利益な取り扱いの解消に努めていくことになると思います。そこは市が委託している業務の事業者であっても直営で行っている場合も同じであると考えており、市の障害関係の所管課が委託している相談事業者とともに解決に努めていくということになると思います。

中村委員 今の段階では、明示的な運用指針はないということか。

並木障害福祉課長 現在のところ、そういったものはありません。

中村委員 次に、第14条のあっせんの申立てについて確認したい。第2項第3号で3年の期間を定めているが、この根拠は何か。行政不服審査法などではまた違ってくると思うがいかがか。

並木障害福祉課長 他市で先進的に同様の条例をつくっているところがあり、そういったところの条例を参考にする中で3年という期間が出てきたものです。

中村委員 さいたま市、明石市、八王子市、国立市という例があったが、そのあ

たりはどうか。

並木障害福祉
課長

さいたま市は3年で、明石市はそういった規定がありません。

中村委員

他市事例を参考にしたもので、それ以上の意味はないということか。

並木障害福祉
課長

そのとおりです。

中村委員

例えば行政不服審査法に基づく不服申立ての場合は適用除外にする
が、同様に適用除外にしなくてもいいのか。行政不服審査法に基づく不
服申立ては一般の人にはなかなかしづらいが、使ってもらいたいという
観点では、わざわざ不服申立ての場合はあっせんに行かないというやり
方をする必要もないと思うがこれも他市事例なのか。

並木障害福祉
課長

そのとおりです。

中村委員

例えば市が問題ある対応を行い、それが福祉部であった場合、行政不
服審査法であれば審理員の指名についていろいろな状況があると思う
が、この申し出については何か検討しているのか。

並木障害福祉課長 細かな運用指針につきましては、条例ができた後、施行までの3カ月間で検討したいと思います。

中村委員 検討の方向としては、関与した職員や関係者があっせんを行うのはおかしいので、そういった状況になっていくということによいか。

並木障害福祉課長 審議を公正公平に行うという観点からすると、そのとおりであると思います。

中村委員 不作為の場合はあっせんの対象になるのか。

並木障害福祉課長 合理的配慮の不提供が不作為に当たるものかと思いますので、対象になると考えます。

中村委員 例えば行政に対し、こういった施策がないから差別を受けているということがあった場合、この制度を使ってあっせんの申立てができるということか。

並木障害福祉課長 この条例の中では、行政と事業者が行ったことについての不利益の取り扱いを対象としておりますので、行政も対象であると考えます。ただ

し、いわゆる前置主義でいきなりあつせんとなるわけではなく、まずは相談で解決を図っていきたいと考えています。

中村委員

例えばバリアフリーになっていない場所があつてという事例に対し、この条例をもとにした相談ないし、相談で解決をしなかったらあつせんということは可能なのか。

並木障害福祉
課長

可能性としてはゼロではないと考えます。

中村委員

可能なのか。

並木障害福祉
課長

可能です。

大石委員

大変よくできた条例案だと思うが、（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会や所沢市障害者施策推進協議会で随分議論がされてきてまとまったのだと思う。この2つの会議では、手話言語条例についても一緒に整備、条例制定をしていただきたいという発言がされている。現在の案にはその趣旨も含まれているという説明もあったが、必要に応じて今後議論をしていくということによろしいか。

並木障害福祉
課長

手話言語条例を今回の条例とは別に制定してほしいという要望を聴覚障害者の団体からいただいておりますが、この条例を検討する中で、手話言語条例を制定している自治体の取り組みを聞いたところ、手話通訳者の養成、手話の普及に努めるといったことを条例制定後に行っているという状況でした。その2つについては所沢市では早くから取り組んでいますので、手話言語条例という名前だけのための制定ではあまり意味がなく、そういうことであれば、この条例の中で手話も言語であるという趣旨を踏まえて取り組みを一層推進していくほうが、手話言語条例を制定する効果に早くたどり着くという考えで、今回、2つの要素を盛り込んだ条例として作成したものです。なお今後、手話言語条例という名称の条例がなければ問題が解決できない状況があればその時に検討していきたいということで、検討の会議の中では回答しています。

大石委員

もう一つ、この条例の素晴らしいところとして、第5条第3項に、市民及び事業者がこの条例に規定する取り組みを行うことができるよう、必要な支援を行うものとするところがある。この条例制定過程において明石市の事例を取り上げ、今後配慮した予算措置をすべきであるという議論がされてきたと思うが、明石市以外でも取り組みをしてきたのか。

並木障害福祉

障害者差別解消法においては、合理的な配慮の提供については事業者

課長

における努力義務と規定していますが、そういう形ではなかなか進まないことが懸念されることから、今回の条例に基づいて事業者が行う社会的な障壁の除去について、この条例に基づく助成金を出すことを考えています。これは明石市を参考とする補助金ですが、同様の補助金について、条例に基づくものでは静岡県、条例なしの単独事業では苫小牧市、加古川市が実施していると把握しています。

中村委員

先日大雪が降った日、私と平井委員が航空公園駅から歩いて市役所に向かう途中で目の見えない方がいて、二人で肩を貸したりして市役所まで来たことがあった。その時にその方が、市役所の点字ブロックはJIS規格ではないので、目の見えない方は困っているとおっしゃっていた。今回、この条例が出てきたが、もう一度市全体で、障害者に対する施策のあり方を見直す必要が、予算措置だけでなくあると思う。そういったことについてどう考えるか。

並木障害福祉

課長

障害者差別解消法があり、県の条例があつて、その上で所沢市の条例をつくるという意義からすると、ハード、ソフトの両面から共生社会について改めて総点検をしていく必要があると考えています。

中村委員

この条例は実際に障害を持った方もかかわって作成したものであり、これはこれで、やる意味はあると思う。ただ、それが実際の市の業務に、

例えば点字ブロック一つとっても反映されていないということになると難しい問題になる。そういった予算措置にかかわらない部分であっても、福祉部の全事業に対するかかわり方をつくっていく必要がある。例えば議会基本条例では、市民参加についてや財源の今後の推計について明らかにしてくださいと規定し、実際に審議の中で運用しているが、政策形成において、今も当然やっているとは思いますが、実際に市役所の中でも問題のある部分はあるわけであるが、それをこれからどう解消していくのか。

植村福祉部長

財政的な問題もありますが、各部の意識も変えていく必要がありますので、研修や、全体的な会議や政策会議などでの周知も含め、条例に基づいた方向へ向かうように一つひとつ進めていきたいと思えます。

中村委員

蛇足であるが、基本的にはある程度システムのしないと、気持ちの問題と研修の問題だけでは進まない部分はあると思うがいかがか。

植村福祉部長

システムのといっても難しいところもあります。財政面まで入れられるかわかりませんが、そういったことも含めて検討したいと思えます。

小林委員

先ほどあっせんの話が出ていたが、第13条第2項第2号にあっせん
の申立ての支援とあるが、具体的にどういうことなのか。

並木障害福祉課長 差別などの事案が発生した場合、まずは市の窓口や相談支援事業所にご相談いただき、基本的にはそこで解決に努めていくのですが、それでも解決に至らなかった場合、あっせん調整委員会にあっせんの申立てができるということになりますので、その申立てを行うに当たっての支援を行うという内容の規定になります。

小林委員 相談機関に相談に行き、そこでいろいろとしてもらっても解決しないとなった場合に、相談機関があっせんを促していくということになるのか。

並木障害福祉課長 相談者とともに、相談事業所があっせんの申立て手続きについて共同で進めるということをイメージしています。

小林委員 第14条第2項には、申立ては、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができないとあるが、その判断、受理はあっせん調整委員会が行うのか。

並木障害福祉課長 あっせんすることができないという判断については、市が行うことになります。

小林委員 あっせん調整委員会ではなく市が判断をするとのことだが、所管は障害福祉課になるのか。

並木障害福祉課長 第15条第1項に、市長は、あっせんの必要があると認める場合はと
しています。まだ細かな規定はありませんが、あっせん調整委員会の庶務を行うのは障害福祉課になりますので、第14条第2項についても障害福祉課で判断を行い、該当しないということであればあっせんの申立ては可能となります。

小林委員 あっせん調整委員会まで持っていくかの判断は障害福祉課で行うとのことであるが、そこまでいかないのが一番である。最初の相談は障害福祉課に行ってしまうと思うが、そうなった時には、市内に5つの相談機関があるのでそちらに行ってくださいとなるのか。

並木障害福祉課長 市の窓口で伺った内容については、基本的にはそこで受けとめて対応を図っていくこととなります。

中村委員 あっせんの申立てができるのは障害のある人であり、市があっせんの申立てができないということは決められない。相談で終わるというのは、障害のある人がご納得されて終わるということで、それがなければ市がいくら納得していてもあっせんできるということでしょうか。

並木障害福祉課長 いさかいがこじれた場合にあつせんすることはできますが、第14条第2項の各号に該当する場合、申立てはできません。これは他の法律で方法がある場合や、犯罪などの場合は警察など専門の機関がありますので、そちらで手続きをしていただくということです。

中村委員 その他あつせんの必要がないと認める時という記載もあるが、市が認めてしまうのか。あつせんまで行かずに相談で終わりだと認めてしまうのか。

並木障害福祉課長 あつせんの申立てを行うかどうかの基準は、正当な理由の妥当性や過重な負担の妥当性というようなことが争点となっていさかいとなっている場合になりますので、それ以外の形であつせんの申立てをしたいと言ってきた場合について、第5号の規定に基づいて、あつせん申立ての該当事案ではないという判断になると考えています。

中村委員 障害者の方が市の事業に対して問題があると考えた時に、市があつせんをする必要がないと判断できてしまうと、全く意味のない状態になってしまう。そういったケースはないのか。街づくり条例は開発の問題に対してそういったつくりをしていないと思う。事業者と近隣の住民との間でいさかいが起きた時、納得しないと相談の段階で終わらせることは

できない。そのあたりのつくりがこの条例ではわからないので、障害のある人が、相談したが解決せずにあっせんの対象がないとされ、第3項の適切な機関の紹介で終わってしまい、泣き寝入りする可能性が出てくると思う。そういったことがないつくりになっているのか。

並木障害福祉
課長

先ほど答弁しました内容で、障害のある方が不利益な取り扱いを受けたことに関し、それが正当な理由のある場合と過重な負担、そのところが争点ということに関してのいさかいであれば、このあっせん調整委員会の事案になりますが、それと違うような部分でトラブルになっている場合は、第5号に基づいて、あっせんの申立ては却下になると考えています。

中村委員

第5号の使い方は難しいと思うが、どういう議論なのか。大丈夫か。

並木障害福祉
課長

例えば、過重な負担や正当な理由に該当した時にあっせんの申立てになると申しましたが、第5号に該当しない例としては、タクシー券の例が考えられます。タクシー券は障害のある方全てに渡しているわけではなく等級により出していますが、4級、5級、6級はなぜないのか、それは差別ではないかということがあった場合が挙げられます。市としては制度の区切りとして予算のぎりぎりのところまでできる限りやらせていただいておりますが、制度を持続的に継続させていくためにどこかで線

引きをする必要があります。それについて、どんどん広げていってほしい、3級はあるのになぜ4級はないのか、それは障害のある人に対する差別ではないのかということであっせんを持ち込まれた場合、それはあっせん調整委員会で議論することではなく市の事業の中で判断することになりますので、第5号に基づきあっせんは行わず、粘り強く説明させていただくということになります。結果的にご納得いただけない可能性もありますが、障害福祉課や委託の5事業所で納得いただけるように説明していきたいということです。

中村委員

それは第5号の注釈か何かで書いてもらわないとわからない。そこは今後どうするのか。

並木障害福祉
課長

先ほど申しました逐条解説といったものの中で、周知に努めていきたいと思います。

中村委員

あっせんの申立てをすることができるがあるが、それが市の事業であった場合、あっせんの申立てを受理する側と、その事業を実施している事業主体としての部や課を分けないと、それを全て福祉部で抱えることになり、結果的にはあっせんされないような状況になってしまうと思う。それは悪い言葉で言えばもみ消しであるが、そういった悪い状況にならないための方策をきちんと考え、条例の公布とともに示していかないと、

差別の問題を扱うものは難しい。例えば行政不服審査法であれば、処分庁と審査庁が別の場合は審理員を別に設けるが、そういったところの整備について納得して運用していかないと、ほとんど意味のないものになってしまうので、もう一度きちんとやっていただきたいのだからか。

並木障害福祉
課長

あっせん調整委員会の細かな部分については、規則の中で規定をすることとしていますので、今おっしゃったことは公平公正な審理を行う上では必要なことと考えていますので、今後、引き続き検討していきたいと思います。

中村委員

おそらく行政不服審査法は規則ではなく、本文に書いてあると思う。これについても規則ではなく、ここに出てくる時には、形になって出てきてほしいと個人的には思う。今後頑張っていたきたいが、いかがか。

並木障害福祉
課長

他市の条例や参考事例においてもそこまで落とし込んでいたものがなかったため、このような形になったものと考えています。

赤川委員

条例制定後の市民や事業者への周知、条例そのものの進行管理について伺いたい。7月1日施行であるが、障害者関連団体以上にはなかなか広がっていかないという懸念もあり、市民につくったことを浸透させていくということが大事である。周知のためのパンフレットを作成したり

説明会も行うとのことであるが、市民にわかってもらえるために、具体的にどのようなことを考えているのか。

並木障害福祉課長 新年度の予算の中で、条例ができたことをお知らせするシンポジウムのようなものを開催する予算を計上しています。7月1日の施行に合わせる形でのイベントやパンフレットなど条例や障害、障害者への理解を深めるものを作成し、また単発のイベント以外においても、出前講座のような形で、市民に対する周知啓発を図ることができる取り組みをしていきたいと思います。

赤川委員 シンポジウムのことは予算案に載っていたと思うが、何カ所ぐらいで、どういった形で行うのか。

並木障害福祉課長 シンポジウムについては、条例ができましたというお披露目のような形ですので、1回を予定しています。

赤川委員 次に条例の進行管理ということで、これから魂を入れていくという話があったが、施行して運用していく段階でいろいろな課題も出てくると思うが、どう考えているか。

並木障害福祉 議場での質疑でもあったかと思いますが、条例の中には見直し規定は

課長

特にありませんが、市の附属機関である所沢市障害者施策推進協議会が障害者施策についての進行管理を担っている機関であり、そこで市の施策について進行管理しています。その中で、取り組みの内容、また条例の規定文に問題があるということであれば、条例の見直しも今後考えられます。

赤川委員

障害者施策推進協議会が進行管理をしていて、その中で条例改正という具体的な話が出た場合は検討するとのことだが、この条例に沿った形でこういった事業をしてはどうかという提案が出てきた場合に、予算が伴う場合もあるが、場合によってはそれを取り入れたりして進行管理の中で検討していくということよろしいか。

並木障害福祉
課長

障害者施策推進協議会では進行管理、進捗管理を行うとともに、施策の調査研究も役割として担っており、この条例の制定、検討についても携わっていますので、新たな取り組みについても、役割として担っていくものと考えています。

【質疑終結】

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第25号について意見を申し上げます。障害者差別のための条例ができたことは評価していますが、他

の議員からも指摘がありましたけれども、各箇所に見えている合理的な配慮や第9条の適切な教育とか、第11条の正当な理由があった場合など、わかりにくい、内容がいまいち伝わりにくい条文については、具体的に何を指すのかということも附則か要綱かわかりませんが、きちんとその解釈を示すことと、何よりもこの条例制定によって、障害者の差別解消が全て行われるわけではありませぬので、先ほど私も指摘しましたが、まずこの条例を一刻も早く一般市民の方に周知することや、具体的な事例でもって、全庁的に差別解消を求めて取り組むことを求めて賛成の意見とします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第25号について意見を申し上げます。所沢市障害者差別解消条例検討会や、所沢市障害者施策推進協議会などにおきまして、当事者の皆さんやそして市民参加の中で会議体が進められてこの条例が制定できましたことに、本当に心より感謝をいたします。特によかった点は、全国にも先駆けて、明石市に続いて、予算措置などもこの市民参加の会議の中で議論が進められてきたことは、非常に高く評価をしております。また、手話言語条例につきましては、その必要性に応じて今後も議論をしていただきたいと思います。以上、賛成します。

中村委員

至誠自民クラブを代表し、議案第25号について意見を申し上げます。

反対はしませんけれども、委員会の議論を通じて、例えば障害のある人の定義や、あっせん申立ての期間、申立ての方法、実際の運用について、もう少し細部を考えてほしかったなというところが正直な感想です。実際には市民参加をもとにつくられた条例ですので、条例をつくっていくという作業自体に意味があると言ってしまうとこまでなのかもしれませんが、実際に実効性のある手段としてあっせん申立てという部分があるわけですから、そのミックスした中では、やはり条例としての組み立て方や細部の制度設計というのは極めて重要であったと思います。そこについては、まだ施行まで少し時間がありますので、市民への周知はもちろんのこと、行政の中でもきちんとした組み立てをしていただきたいと思っています。またあっせんの事例というのが、他市を含めてものすごく少ないという話でしたけれども、ぜひこうした条例ができたのであれば、あっせんができるということを周知していただきたいし、実際に障害がある方についてはこのあっせんを使っていただきたいと思っています。使っていただくことによって、実際の世の中にある不利益的な取り扱いというものが減ってくるので、行政や障害のある方々含めて、この条例をつくるのが目的となってしまうと、これが一番もったいない話ですから、やはり行政にとってはこれを機に、条例の細部の検討、そして全庁的な施策のチェック、これをきちんとやっていただきたいと思っています。賛成いたします。

リベラル所沢を代表し、議案第25号について意見を申し上げます。

2016年に障害者差別解消法が施行されましたが、国民の7割以上が
いまだその法そのものを知らず、障害者の生活において、社会的障壁が
高くそびえ立っております。また偏見や誤解による差別も、いまだ社会
にはございます。所沢市で、共生社会実現を目指す条例が上程されたこ
とは評価したいと思います。その上で、数点指摘させていただきます。

まず、条例の特徴として、あっせん調整委員会の設置が提案されました。
しかし紛争解決のために、事業者への勧告、公表というだけでは、具体
的な実効性に関しては疑問が残ります。また障害者差別解消法第14条
では、地方公共団体は、紛争防止又は解決のために必要な体制の整備を
規定しております。しかし条例制定後も、現在の既存の組織、人員、仕
組みでは改善を見るのは非常に厳しい状況であると思っております。先
行する他自治体においても、あっせんの事例はほとんどないと言っても
いい状況でございます。しかし、差別の事例の相談は非常にふえており、
解決のために人員配置や相談組織、体制が必要だと考えております。ま
た障害者差別解消法や社会的障壁の除去に関して、どこまで進んだのか、
ローリング、進行管理体制をさらに強化していく必要があると思ってお
ります。この条例には見直し規定がありません。議会が作成した議会基
本条例には見直し規定を加えております。先進事例であり、明石市の条
例におきましても、3年を目途として、施行の状態が社会的情勢、推移
を勘案して、必要あるときには見直すと規定しております。見直しの有

無ではなくて、到達段階での中間点検、進捗管理、見直しを必要に応じてお願いしたいと思っております。具体的な施策、取り組みについては、現時点では明確に見ることはできませんが、事業者、市民が心を合わせて、所沢は変わったねと言われるような取り組みを積極的に進めてほしいと思います。また手話の言語性や障害種別に合わせたコミュニケーションへの配慮に関しても、条例制定が切望されているにもかかわらず、この条例の中では包摂されてしまいました。所沢市は、国立リハビリセンターを有し、全国でも有数な手話、要約筆記などの取り組みがあります。所沢の手話、コミュニケーション条例が単独で制定されることが大きな社会的影響があると思っております。機を捉えて、条例の分離の見直しを、いずれの日にか行っていただきたいことを申し添えて賛成意見とします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表し、議案第25号について賛成の立場から意見を申し上げます。まず本条例の施行につきましては、一定の評価をさせていただきますと考えております。そして意見としましては、パブリックコメント手続の中で、意見提出者が9人、意見数が22件ということで、中身的には今後の要望や取り組み、これが非常に多かったということをお聞きしました。これに伴いまして、条例をつくった後の今後の見直し、さらには所沢市障害者施策推進協議会、また（仮称）所沢市障害者差別解消条例検討会における審議を大いに重視しながら、魂を込め

た条例ということをお聞きしましたので、しっかり目指し、日本の中でモデル地域となれるような、そのような条例づくりができることを求めて賛成します。

【意見終結】

【採 決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前11時3分）

（説明員交代）

再 開（午前11時15分）

○議案第26号「所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第34号「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第34号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第35号「所沢市重度心身障害福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】

植村福祉部長

追加資料をお配りして補足説明をさせていただければと思います。

植竹委員長

資料を配付してよろしいか。（委員了承）

また全議員に配付することよろしいか。（委員了承）

（委員に資料を配付）

植村福祉部長

本議案については議場で、今回の改正により影響がある方や、必要経費についていろいろと質疑をいただきましたので、改めてまとめた資料を作成いたしました。あくまでも平成30年2月時点にいる方についての表になりますが、表中の上の2区分は手当が減額される方で、来年度以降はそういった方が増減することを見込んでこのぐらいを予定しているという額を一番下に予算額としてまとめました。1段目の身体障害1級、知的障害マルAの方、2段目の65歳以上で身体障害1級、知的障害マルAの方は減っていくわけですが、3段目の精神障害1級の方は5,000円が9,000円になりますのでふえていくという見込みです。一番下の予算額は来年度以降の見込みで出していますが、ここでは上の表に載っていない、例えば100人ぐらいずつふえる見込みの精神障害2級の方といった方も見込んで計算しています。

【質 疑】

大館委員

いろいろな福祉施策を見ると、必ずと言っていいほど年度半ばで予算が足りなくなったということで補正が出てくるが、これを見ると毎年減っていくことになっている。その理由について伺いたい。

並木障害福祉
課長

一番上の、身体障害1級、知的障害マルAの区分が減っていくことについては、平成30年2月時点でお亡くなりになられた方などが例年に比べて多いような状況でしたので、それに基づいた基礎の算定数値として今後の見込みを出したものになります。平成30年度の見込みについては予算を積算する段階で人数を見込んだものですが、今年度において予想より身体障害1級、知的障害マルAの方の喪失数が多かったため、平成30年2月と30年度の見込み人数が逆転してしまっていますが、身体障害1級の方、知的障害マルAの方については、若干人数が減っていく傾向にあります。なおこの人数ですが、新規に手帳を取得された方は経過措置に含まれませんので、新規にふえる方の人数は含まれないために減っていくということになります。また所要額については、見込んだ人数について経過措置を含めて算定した額ですので、平成30年2月と30年度の見込みを比較すると30年度の見込みのほうが低くなっているということです。

平井委員

身体障害1級と知的障害マルAの人の月額が11,500円だったも

のを9,000円、65歳以上で身体障害1級と知的障害マルAの人を6,500円から4,000円に減らす一方で、精神障害者に対しては、5,000円から4,000円加算して9,000円とするということが一番大きな改正なのか。

並木障害福祉課長 今回の改正の主な内容としては、今おっしゃったことになります。

平井委員 あまりにも大変なので段階的にやりますということで、平成30年、31年、32年で確定をするという認識でよろしいか。

並木障害福祉課長 3年間かけて、先ほどの金額まで増額、減額をしていくものです。

平井委員 今までどおりの金額と変更した金額では、総額でどのぐらいの影響があるのか。例えば5億円だったものが400万円ふえたなど、総額について伺いたい。

植村福祉部長 お配りした資料の下部にある予算額をご覧いただきたいのですが、全体で平成29年度と平成30年度を比較すると、919万2,000円の減額となります。これは上の部分で精神障害1級の方が114人である

のに対し、知的障害マルAと身体障害1級の方が2,108人と、減額される方のほうが多いため、来年度については減額になるということです。

平井委員

2,108人が減額される人数ということか。

植村福祉部長

今現在の人数ではそのようになります。

平井委員

議場で何度も、所沢市は県内では一番手当の額が高いという話があったが、事前に配付された資料には他市の状況が載っており、それを見ると行田市もけっこう頑張っていて、行田市が一番ではないと思うが違うのか。

植村福祉部長

行田市とともに、所沢市も一番になるということです。

大館委員

これについては、補助金などはあるのか。全額市費か。

並木障害福祉
課長

県からの補助があり、補助基本額が5,000円ということで、その半分、2,500円ずつを県と市で負担することとなります。ただし県からの補助対象については、所沢市が支給しているものの中でさらに絞っており、身体障害については1級、2級、知的障害についてはマルA、A、精神障害については1級が県の補助対象となります。

小林委員

配付された資料について、先ほど身体障害1級、知的障害マルAの受給者数は現行に対して減っていく一方、精神障害1級の受給者数はふえていくという話があった。それぞれ手帳の所持者ということかと思うが、精神障害の方については手帳所持者がふえていくということか。

並木障害福祉
課長

精神障害者については、手帳所持者がふえていくということになります。

小林委員

一方で、身体障害1級、知的障害マルAの方は、基本的には現行の人が対象ということでよろしいか。

並木障害福祉
課長

経過措置について、減額となる方は既に認定をされている方となりますが、精神障害者で上がっていく方については、新規の方だけ初めから9,000円にすると逆転現象が起きてしまいますので、既存の認定者の経過措置とともに、6,000円、7,000円、9,000円という形で上げていくという設定をしています。

平井委員

身体障害1級や知的障害マルAの方で仕事を持っている方は、今の人数の中で何人ぐらいいるのか。

並木障害福祉課長 正確な数字は押さえていませんが、今おっしゃった障害は、障害の中でも程度がかなり重い方になりますので、基本的には就労はされていないと思います。

平井委員 この方々は障害者年金を受給しているかもしれないが、そのほかの収入については、こういった手当しかないという認識でよいか。

並木障害福祉課長 今回、改正を行うのは市の手当になりますが、それ以外に、国の制度に基づく手当があります、身体障害1級のうち、一部の方と知的障害マルAの方はほとんどになりますが、そういった方々は国の手当の対象になっていると思います。

平井委員 精神障害1級の方で仕事をしている人はいるのか。

並木障害福祉課長 やはり仕事に就くのは難しい障害程度であると思います。

平井委員 精神障害者について、65歳など年齢制限はないのか。1級の方全てになるのか。

並木障害福祉 65歳以上の新規の方については、精神障害者についても対象となり

課長

ません。

赤川委員

議案資料No. 3の45ページの表の中で、知的障害者Bについて9,000円から変わらない人と、5,000円の人がいるが、認定時期によって差が出てくるということか。

並木障害福祉

課長

表にある2つの知的障害者Bのうち、上の、H30.7.31までに認定されたという部分については、現在、既に手当を受給されている方で、そういった方については変更なく9,000円となります。ただ、この条例の施行日は本年8月1日ですので、下にあるそれ以降に認定された方については、先ほど申しました県の手当の支給対象から外れているため、公正に支給するため5,000円に設定したものです。

赤川委員

認定の時期について、適宜申請が出たら行っているものなのか。それともまとめて行っているのか。

並木障害福祉

課長

それぞれの方が手帳を取得された時が認定の時期になります。

赤川委員

認定時期によって、1日違ってもこれだけの差が出てくるということに対して、差別ではないかということも出てくるかもしれないが、どう

考えるか。

並木障害福祉課長 制度を運営する中での線引きということで設定していますので、障害者に対する差別には当たらないと考えます。

赤川委員 今回、議場でも質疑があったが、身体、知的、精神障害それぞれの関係団体の方もいて、客観的にいろいろな意見も出ていると思うが、それについて市はどのように捉えているのか。

並木障害福祉課長 それぞれの団体の総意というよりは、精神障害については、今回の改正により、金額がふえるということでとても喜んでいるというご意見をいただいておりますが、身体障害や知的障害については現行の支給額が下がってしまうということで、それについてはご批判をいただいております。

赤川委員 所沢市はけっこう手厚かったが、予算総額を見ると少しずつ減っていくということで、それは格差をなくしていくということかと思う。ただ精神の方はふえ身体の方は減るとなると、身体の方の分が結果として精神に回ってくるという見方をされる可能性があるが、そういったことに対してはどのように説明されるのか。

並木障害福祉課長 格差の是正ということで、身体や知的の手当の予算額を精神に回した

課長

のではなく、手当以外の障害福祉サービスについても過去5年にわたり、障害福祉課の予算が5年間で10億円も伸びているという状況もありますので、その中で、市が単独で行っている事業の見直しを行った結果、身体から精神に回っている形に見えてしまうものだと考えています。

赤川委員

今後、所沢市における障害福祉手当について、額などをどのように検討していこうとしているのか。今回こういった見直しがあったが、何年に一回など考えがあるのか。また前回の見直しはいつだったのか。

並木障害福祉
課長

金額が大きく変わったのは平成15年4月です。ただその後、平成22年に、65歳以上で新たに手帳を取得された方については、金額を6,500円というようなことで減少するようなことをしています。また、平成18年1月には、住民税課税対象となっている方を支給対象から外すという所得制限を導入しています。

赤川委員

精神、知的など手当があるが、その時にはそのあたりの差について見直しはされたのか。

並木障害福祉
課長

平成15年4月の改正の際に、それまで支給対象外であった精神障害1、2級の方を5,000円ということで対象にしたということがありました。

赤川委員

その時には、身体、知的の方については何も改正はなかったのか。

並木障害福祉
課長

身体、知的の方で、現在1万1,500円の方については、その当時は1万6,000円でしたので減額がされています。また現在9,000円の方については、当時の1万1,500円から減額となっています。このように当時も、ほかのところを減額して精神を増額しています。

中村委員

そもそもなぜ今回、格差の是正が政策課題になり、手当をいじろうとしているのか。背景が見えないのだが、他市も格差の是正をしているのか。県の支給要綱に格差の是正が盛り込まれたのか。

並木障害福祉
課長

精神障害については、身体障害、知的障害に比べ、障害として同じ土俵に上がるという表現が適切かわかりませんが、少し遅れてきたという歴史があります。その結果として、福祉サービスについても精神障害についてはサービスを受けられていないということで、障害者団体から見直しの要望を長年いただいていた。そのような状況の中で、所沢市においても議案第25号の条例を作るということもあり、障害者における格差を是正していく必要があるということで今回の改正となったものです。

中村委員

悪いことではないと思うが、身体、知的障害者の手当を少し抑えて、精神障害者についてこれまで遅れがあったということを前提として手当の格差をとということも目的であるが、制度を持続可能なものとするところを考えた時に、ほかから予算を持ってくることができないことをもっと言わなければいけないのではないか。資料等にも書かれていないが、そういうことをはっきりお答えいただかないといけないと思う。

植村福祉部長

議案質疑ではそういった説明をさせていただいたのですが、議案資料にはそういったことは載せていませんでした。

中村委員

予算額の経年変化では、全体としては減っていくことになるが、このまま維持した場合の平成32年度の予算額を出すことはできないか。

植村福祉部長

平成30年度のみ数字になりますが、約5億2,000万円の積算をしています。

小林委員

精神障害1級の方がふえていくことはいいと思うが、身体障害1級、知的障害マルAの方が減額になっていくことについて、平準化ということとで一番重いところを減らすことについて、ある知的障害マルAのお子さんを持つお母さんから話を聞いたが、ご主人は既に年金生活で、ご自身でも仕事につくこともできないということをおっしゃっていた。平成

30年8月から2,500円減額になってくるわけで、1年間で3万円も下がってしまう。そうなる就非常に変なになってしまうが、そういう方からの声はどのように届いているか。

並木障害福祉
課長

今回、こういった形で制度の見直しを行うということで、障害者団体の方々に3回説明の機会を設けました。その中では、障害の一番重い方の部分が削られることに対し、批判のご意見をいただいています。なお先ほど申し上げた県の補助の基準といったものと、精神、身体、知的、また等級についても一律で支給をしていますし、県内他市の状況を見ると、県の基準どおり一律で支給しているところが63市町村中、約半分の30市町村でしたので、基本的には県の基準のところとそうでないところを分けた形での支給額を設定しています。

小林委員

先ほどから障害者差別解消条例の関係で議論をしてきたわけであるが、障害があるからということで、一般の方たちと同じような生活レベルまで持っていけるようなこともしていかなければいけないと思う。特に、一番重い方たちにとっては、自分で仕事をしている方はほとんどいらっしゃらないとのことで、また家族の方も長年苦勞されて頑張ってきたという方に対して、持続可能な制度としていくという考え方であえて下げていくとのことで、県内トップという話もあったがこれまでも下げてきてしまっている。これ以上また下げるのか、平均的なレベルにして

しまうのかという不安感もあるがいかがか。

植村福祉部長

今回の減額については、制度自体を持続可能に、継続できるようにということと、精神障害者1級の方を対象にした格差是正を目的に行ったものですが、今後はまず様子を見させていただくということで、当面は減額等は考えていません。

小林委員

当面は考えていないというのはどういうことか。

植村福祉部長

この3年間については段階的に減額したり増額したりということがありますが、その様子を見させていただきたいと考えています。障害者施策にかかっている予算などの状況を見ると、市が単独で実施している事業は必要に応じて見直しをしていく必要があると考えていますが、この手当等については、ここで改正しましたので当面は様子を見たいというところです。

小林委員

3年間にわたりじわじわと下げていくということであるが、県内トップというのは誇るべきもので、所沢市はそれだけ障害者に対し手厚い保護をしてくれているということだと思う。精神障害者で増額となる方にはいいのかもしれないが、このやり方では納得できないのではないか。

植村福祉部長

減額に当たっても県内のレベルを見据え、これまで1位だったものが急に10位になることなどがないように考えました。しかし、例えば県補助対象の障害で等級によって金額を分けているところは所沢市を含めて2、3市しかなく、障害者施策全体の事業費等を考えた時に市の持ち出しも多いといったことから見直しをいたしました。障害者施策の中にはほかにも県内1位というものがありますので、そういったことは意識しています。

中村委員

他市における精神障害者に対しての手当については、所沢市と同じように手厚くする方向なのか。それとも等級によって全く違う区別をするような手当自体が少なくなってきているので、そういったこともないのか。

植村福祉部長

他市については事前に配付した資料に記載のとおりで、ここに出ている市は手厚いところですが、ここに載っていないところは、県の基準の5,000円、このうち2,500円が県の補助で残りの2,500円が市費という形で、精神障害も含めて設定しているところがほとんどです。

中村委員

精神障害者に対する手当の格差是正について、所沢市は遅かったのか、早いのか、特に周りは問題にしていないのか、そのあたりを伺いたい。

並木障害福祉
課長

精神障害と身体、知的障害の間で、手当額に差があるのは、本市を含めて3市のみで、ほかの市町村は一律同じ額で支給をしています。精神障害2級の方に対して手当を出しているのは本市を含めて11市のみで、精神障害2級の方まで手当を出していることについては、本市は先進的であると思いますが、金額の差があることについては遅れたところかと思えます。

【質疑終結】

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第35号について反対の立場から意見を申し上げます。今度の改定ですが、身体、知的、精神障害の格差是正を図るために、月額今まで身体障害者1級と知的障害者マルAの方の手当を、1万1,500円を9,000円とする、そしてさらに、65歳以上で身体障害者1級、知的障害者マルAの方の手当6,500円を4,000円に引き下げたうえで、精神障害者1級の手当を5,000円から9,000円とするものですが、当市は、先ほど議論しました議案第25号で、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例を制定しようとしている中で、この条例との矛盾も感じますし、本来、精神障害者と身体障害者の方は別々の施策でありまして、これを一緒にすることで平準化するということに対して大いに疑問がある問題でもあります。先ほど聞きますと、年間1,000万円に満たない額でありまし

て、どっちみちこういった条例を作るのであれば、今までどおり、身体関係の方を同じにしながら、精神の方をまた足していくという形で条例改正をするのであれば今回作った条例の意味もわかりますけれども、まさに同じ議案として25号と35号が出てくることに対しても疑義を感じますし、そういった意味ではもう一度、市としての本来持つべき、障害者を対比させるような、身体障害者と精神障害者を対比させるような、このような形の条例改正を行うべきではないことを指摘し、反対の意見といたします。

大館委員

自由民主党を代表して、議案第35号について意見を申し上げます。ホームヘルプサービス費を初めとする障害福祉に関する経費は年々増加しております。さらに民生費においても50%目前となっております。このような中、本手当についても毎年予算額が伸びております。3障害者の公平性、格差是正を図るため、見直しを進めるべきと考えます。さらに制度を維持するためにも必要と考えられ、これによっても、他市と比べて、改正後も県内トップレベルを維持しております。よって賛成いたします。

赤川委員

リベラル所沢を代表して、議案第35号について意見を申し上げます。重度心身障害福祉手当改正については、この間の議論を受け、激変緩和のための経過措置を追加して上程してくれたことに感謝、評価いたします。

すが、知的1級障害者からそれが精神に予算が回るような印象も受けま
すので、これにつきましては丁寧な説明、そしてこの制度が持続可能性
のための改正であることを強く市民、そして対象者の方に周知してい
たきたいと思っております。また障害者人数はふえ続けており、厳しい
時代となっております。この点、十分な認識をいただきたいと思ってい
ます。また重度障害者が安心して生活し続けられるような適切な福祉サ
ービス、そして社会的障害の除去とあわせて、福祉政策をさらに進めて
いただきたいと思っています。その中でも一点、知的障害者Bについま
しては、その認定の時期が1日違うことによって、大きくその手当が変
わってくるということにつきましては、非常に、対象障害者の方からい
ろいろな意見も出ると思いますので、これにつきましては何らかの改善
をいただきたいと思っております。各支給額に差が生じておりますが、
これは公平性の観点から、当事者間の反発を生みますので、ぜひ、同時
に提案された議案第25号の条例との整合性を鑑み、必要な是正を求め、
賛成の意見といたします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第35号について意見を申
し上げます。精神障害1級の方に対する重度心身障害福祉手当が増額さ
ていくことは、私どもの会派の議員も一般質問で取り上げてまいりまし
たので、このように施策を組んでいただいたことに感謝を申し上げます。
しかしながら、身体障害1級、知的障害マルAの方などの減額措置もあ

るわけでごさいますて、さまざまな是正を見直したということでごさいますけれども、この点につきましては、持続可能なシステムを敷くためにやむを得ないと判断いたしまして賛成いたします。

中村委員

至誠自民クラブを代表して、議案第35号について意見を申し上げます。当初、障害種別による手当額の格差を是正するということを提案理由に身体障害や知的障害の方々に支給をする手当の削減という議案を出されたことに驚きを持ったのですが、質疑等を通じて、この条例改正は、財政にも限界があり、持続可能な制度とするためのものということがよくわかりましたので賛成をさせていただきたいと思います。なお定期的な見直しというものをきちんとしていただくということが必要になると思いますので、今までも行っているとは思いますが、より慎重な対応をよろしくお願いいたします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表して、賛成の立場から議案第35号について意見を申し上げます。さまざまな審査の中身を受けまして、今回は、持続可能ということを前提に考えた場合、やむを得ないものと判断いたします。しかし、やはり福祉に関するメニュー、また手当につきましては、非常に慎重な議論をすべきだと考えておりますので今後、トータル的なメニューのあり方、またトータル面でのさまざまな形での施策、こういったもののさらに強化を求めて賛成とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第35号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

休 憩（午前12時3分）

（説明員交代）

再 開（午後1時5分）

○議案第36号「所沢市障害者グループホーム条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第36号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第38号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員 資料1の第7期介護保険料の設定について、第6期の基準額4,567円を4,967円のプラス400円としたが、この計算方法は制度開始から変わらずマークシート方式なのか。

井上介護保険課長 マークシートは使っておりません。

平井委員 今回の計算は、実態に合った計算方法で行ったということか。

井上介護保険課長 平成30年度から32年度までの3年間の給付量を見込み、給付費を国、県、市、保険料の割合で割り返したもので保険料の基準額を出しております。

平井委員 所沢市は、保険料を値上げしないように基金を投入していることはわかっているが、今期は全体でどのぐらい入れたのか。

井上介護保険 15億7,000万円程度残っていましたが、そのうちの14億円を

課長

取り崩しております。

平井委員

保険料を高く見積もることによって、余った額を基金として積み立て、その分をまた保険料を下げるために使うということを繰り返して7期まで来ていると思うが、もう少し実態に合った保険料を算定すれば、基金は少なくなるが、実態に合った保険料となるのではないかと前々から思っているがいかがか。

井上介護保険
課長

毎回200億円規模の給付費額があります。残って4億か5億ぐらいですが、さらにぎりぎりに見込んで足りなくなった場合、埼玉県の財政安定化基金から借り入れをしてこれに充てなければなりません。その分については、第8期に上乘せをして返済をしていかななくてはならず、第8期の保険料が急激に上がるという恐れがあります。

平井委員

所沢市程度の規模の市で5,000円未満に抑えていることは評価している。そうは言っても、この間、介護保険料の滞納者がふえている実態がある。その意味で、介護保険制度そのものが保険料を納めていないといざというときにペナルティがつくということに、滞納者の心配をしている。3年から4年の間の滞納者が介護保険を利用するときによいような対応をとっているのか伺いたい。

井上介護保険課長 滞納に対するペナルティとしては、給付制限として、介護保険料については2年間で時効を迎えますのでその分に関して滞納があった方には、3割給付となります。

平井委員 何人ぐらいいるか。

井上介護保険課長 確認して後ほど答弁いたします。

平井委員 収入が低い方々が滞納しているということは考えられると思う。そういう方に対して3割負担ということでは、利用できなくなるという恐れがある。そういう場合、他にどのような方法で介護保険を利用できるようにしているのか。

井上介護保険課長 給付制限を課した場合に介護保険が使えないという御相談はそれほど来ていないと思います。自己負担がふえるということで利用者が抑えているということはあるのかもしれませんが、どうしても必要な場合にはケアマネジャーや地域包括支援センターで相談を受け、利用にはつながっていると認識しております。

先ほどの給付制限の実績についてお答えいたします。平成26年度が37件、27年度が29件、28年度が24件、29年度12月末まで

	で23件でございます。
平井委員	これはペナルティを受けた件数か。
井上介護保険 課長	給付制限を行った実績の人数でございます。
平井委員	保険料を払えなくて給付を受けられなかった人数か。
井上介護保険 課長	受けられなかったのではなく、3割負担となったものでございます。
平井委員	件数が減っていることはよいことだが、入間市では給付制限をしていないと聞いた。所沢市が給付制限を行わない場合、国からのペナルティはあるのか。
井上介護保険 課長	市が国からペナルティを受けることはございませんが、給付制限は介護保険法に基づいたものであり、法に則って行っているものでございます。
平井委員	給付制限をしていないという話を聞くたびに、これは市の姿勢だと感

じる。法に罰則規定があり、国から市へのペナルティがないのであれば、
そういうことはやめてほしいという声を上げたことがあるか。

井上介護保険
課長

国に対して給付制限をやめてほしいというような意見を行ったことは
ございません。

平井委員

今後、上げるような検討はしていないか。

井上介護保険
課長

今のところ、意見をする予定はございません。

小林委員

3年に1回の見直しにおいて、基金の投入などで介護保険料の引き上
げを抑えているとのことだが、この制度が始まったときの基準額はいく
らだったか。

井上介護保険
課長

平成12年度から14年度の基準額は2,909円でございます。

小林委員

2,909円から4,973円ということで約2,000円上がって
いる。この制度は夫婦でも別々に支払い、18万円以下の方は窓口払い、
それ以外の方は年金からの天引きでよいか。

井上介護保険課長 おっしゃるとおり、年金が年額18万円以下の方に対しては特別徴収
ができませんので、納付書等の普通徴収で納めていただいております。

小林委員 18万円以下の方は何人ぐらいいるか。

井上介護保険課長 年金が18万円以下の方の人数は、把握しておりませんが、平成30
年度の見込みでは、全体9万1,167人のうち、1万326人が普通
徴収と見込んでおります。

小林委員 18万円以下の方の保険料はいくらか。

井上介護保険課長 収入で見ますと、第1段階の2万6,800円です。ただし、普通徴
収は18万円以下の方だけではなく、65才になって間もない方や住所
の異動があった方なども普通徴収となります。

小林委員 それにしても、全体9万1,167人中、18万円以下の方が1万3
26人ということはかなりの割合だと思うが、滞納になっている方は後
ほどだったか。

井上介護保険 先ほど答弁したのは給付制限となった人数であり、滞納者の人数は、

課長

平成26年度が1,940人、27年度が1,862人、28年度が1,890人でございます。

小林委員

そうすると、18万円以下の方が1万326人ということなので、1割近くの方が滞納者になっているということになるが、その中で先ほどの給付制限の件数になるということか。

井上介護保険

おっしゃるとおりです。

課長

小林委員

これだけの方が給付制限を行ったということで、その後、一部返ってくるということだが、手元にお金がなければこれは本当に厳しいと思う。何かしら受けられるような処置はしているのか。

井上介護保険

給付制限の期間に関しましても、滞納期間に基づいて計算をしています。その期間が過ぎれば通常の負担割合に戻りますし、先ほど申し上げたように、サービスが使えないようなペナルティではなく、必要に応じてサービスが使えるようにケアマネジャーや地域包括支援センターへ相談した上で、最低限かもしれませんがサービスは利用されていると考えております。

小林委員

介護保険制度ができたときから比べて基準額が2,000円近く上がっているということで、年金が年間18万円以下の方というのは、一月に1万5,000円ぐらいだが、それだけの中で介護保険料、国保税や後期高齢者医療保険料を支払うことになってしまうが、あまりにも負担が重いことになってくるが、そのあたりはどう考えるか。

井上介護保険
課長

年金が18万円以下の方が何人いるのか資料が手元にはございませんが、その他の収入があったり、配偶者の有無によって随分違うと思いますが、本当に18万円以下の年金しかないという方については、やはり生活保護等の方向に行っている方が多いと感じております。実際に18万円以下の年金のみで生活保護等を受けずに生活をして介護サービスを利用している方はほとんどいないと思っています。

小林委員

制度自体にいろいろ問題があると思うが、その中で罰則があることについて国に意見を上げたりしているか。

井上介護保険
課長

生活保護を受給していれば給付制限はございませんし、実際に年金が少ないということでサービスを使っていないという方は把握しておりませんので、今のところ国や県に意見を上げるということはありません。

小林委員	滞納者に対し生活保護につなげるということは、相談の中で行っているか。
井上介護保険課長	地域包括支援センターでの対応が多いと思いますが、低所得の方でどうしても厳しいという方に対しては、生活保護等のご案内もしております。もちろん、介護保険課に来られた時のご案内をしております。
平井委員	資料2の紙おむつの支給について、保険給付率が見直されることに準じて、紙おむつの保険給付率を変えるとあるが、保険料が見直されたら紙おむつも変えるというのは初めて聞くが、これはどういう経過でこうなったのか。
井上介護保険課長	紙おむつの給付割合について、これまで通常の給付についても1割、2割の負担がありましたが、介護保険法の改正により、3割負担が設けられましたので、それにあわせて紙おむつについても同じように3割負担としたものでございます。
平井委員	国に基準があるのではなく、市独自のものか。市独自で行っている事業だが、そういう考えのもと市も合わせたということか。
井上介護保険	特別給付の紙おむつ購入費支給については、第1号被保険者の保険料

課長 　　で全て賄っていますので、3割負担をなくすとなると保険料の上昇にもつながることもあり、他の給付費と同じように3割負担を設けたものでございます。

平井委員 　　利用者給付割合の判定ごとの人数はわかるか。

井上介護保険課長 　　所得が160万円未満が2,619人、160万円以上220万円未満のうち、1割負担が29人、2割負担が184人、220万円以上のうち、1割負担が5人、2割負担が51人、3割負担が187人、第2号被保険者が50人、合計3,125人でございます。

平井委員 　　160万円未満の方の負担割合は変わらないということでよいか。

井上介護保険課長 　　そのとおりでございます。

平井委員 　　2割負担の方も、もとからか。

井上介護保険課長 　　今回の改正で変わったのは3割負担の方だけで、それ以外については変更はございません。

平井委員

187人の方が変わったという認識でよいか。

井上介護保険
課長

そのとおりでございます。

平井委員

このように変えていくと、次期の第8期のときにはまた変わるという不安もあるが、今回の改定の仕方が保険料が変わったからということでは、次期も考えようによっては変える可能性はあるとみてよいか。

井上介護保険
課長

市のほうで設定をしているわけではありませんし、今のところ国の動向についても把握しておりません。

平井委員

紙おむつについては、どのぐらいの予算か。

井上介護保険
課長

平成30年度の特別給付の予算額で申し上げますと、1億1,173万2,000円でございます。

小林委員

保険料を滞納した場合、未納期間によって違ってくると思うが、それぞれどのようなペナルティがあるのか。

井上介護保険

滞納の期間によって給付制限の期間が変わると答弁しましたが、給付

課長 制限の期間を出す計算式があり、それに当てはめています。1年滞納したから1年間の給付制限というものではありません。

小林委員 手元の資料によると、滞納が2年以上の場合は利用料が1割から3割に引き上がるようだがいかがか。

井上介護保険課長 所沢市で実施している給付制限につきましては、保険料の時効が2年なので、時効を迎えてしまった部分に関して計算をしております。ですから、時効になったものをもとに給付制限をしているものでございます。

【質疑終結】

【意見】

平井委員 日本共産党所沢市議団を代表し、議案第38号について反対の立場から意見を申し上げます。所沢市の介護保険の料金の設定の仕方は、段階的にも13段階と、きめ細かく配分され、5,000円未満であることは非常に良心的だと評価しています。ただ、滞納者が多いということ、滞納者に対するきめ細かい対応がまだ不十分である点と、紙おむつについて、これまで所沢市はせっかく横出しとして全国に誇ってきたものを、ここで、わずか、7割給付、187名の方が負担が増えるということであれば、わざわざここで見直しをしなくてもいいのではないかということとを付け加えまして、反対の意見といたします。

大館委員

自由民主党を代表し、議案第38号について意見を申し上げます。保険給付費準備基金を14億円取り崩し、保険料上昇の抑制に努めていることや保険料率の改定についても負担能力に応じたものとし、低所得者に対してもきめ細かい配慮をしております。今後も高齢者人口が増加する中で必要なサービスが提供するためにやむない値上げと考えられますので賛成いたします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第38号について意見を申し上げます。今回の議案が通らなかった場合は、もし万一、保険料の負担分が不足した場合、県の財政安定化基金からの借り入れで、これを8期の介護保険料に上乗せして返済しなければならないということが私たちの議案質疑の中でもわかったことなので、この件につきましては将来、8期に対しましても、所沢市の将来に対しても責任をもっていくということに思い考えまして、この議案に賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第38号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第39号「所沢市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第39号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第40号「所沢市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

第6条第2項については、「3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる」が「1年以上」に変わっているが、その経緯は。

井上介護保険
課長

介護人材の不足といった問題もあり、人材確保等の問題からの緩和措置ということで、3年以上を1年以上としたものです。

平井委員

「特に業務に従事した経験が必要なものとして厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上」ということで、この規定はどういうことなのか。

井上介護保険
課長

今までの3年以上の条件と同じだった場合は1年以上ですが、特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものについては、条件が違うものについては3年以上だということを表現しており、別物と考えていただければと思います。

平井委員

「厚生労働大臣が定めるもの」とは具体的にはどういうものか。

井上介護保険
課長 3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者が当たるも
のです。

平井委員 第6条第8項で、「午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サー
ビスを行う訪問介護員等を置かないことができる」となっていたが、新
条例では「置かない」とされているが、どういうことか。

井上介護保険
課長 ここも、人材確保の問題から「サービスの提供に支障がないとき」と
いう条件がありますので、支障がなければ置かなくていいと定めるもの
です。

平井委員 第32条では「午後6時から午前8時までの間」がなくなり、第39
条では「3か月」が「6か月」となり、緩和されているが、その認識で
よいか。

井上介護保険
課長 人材不足の問題から、ある程度そういったところを緩和していいとい
うものだと思います。

赤川委員 第59条の25の利用定員ですが、人材不足という中で上限を9人か
ら18人の倍にするということだが、実情からは定員を倍にするとい
うに対しては、何らかのサービス低下につながることを考えられるが、定

員を倍にするということについてはどう考えるのか。それだけ人材が不足しているということなのか。

井上介護保険課長 数字だけ見ると倍増なので、大丈夫かなと思うこともあるが、実際に現状で定員を倍にしたところで、特に問題がないと国の方でも考えているのではないかと考えています。

赤川委員 第59条の27では、「運営規程」を「重要事項に関する規程」と変更されているが、運営規程が重要事項に関する規程になることによって、介護の体制などどのあたりが利用者にとって変わるものなのか。

井上介護保険課長 内容や手続き等の説明と同意に関するところですが、第59条の34に規定する運営規程の概要等を説明して同意を得るという部分について、運営規程と重要事項に関する規程で中身が若干変わっているところがあると考えます。運営規程よりもさらに重要な事項を定めたものを実際に掲示や説明をして同意を得るようなことだと思いますが、確認した後ほどお答えいたします。

小林委員 介護医療院とあるが、こういった性質ものなのか。

井上介護保険 介護医療院につきましては、簡単に言うと医療と介護と生活の場の機

課長 能を持った施設ということで、これまでは介護療養型医療施設がありました。医療の部分と介護の部分が長期必要な方が利用していた医療施設ですが、それに住まいの機能がプラスされた施設ということになります。今までより生活の機能が増えたものとなります。

小林委員 市内にはいくつぐらいあるのか。

井上介護保険課長 現在、介護医療院として行っているところはありません。転換される可能性がある施設は市内に1カ所ありますが、そこが転換するかどうかという話は今のところ聞いておりません。

小林委員 今後、増えていくということを考えているのか。

井上介護保険課長 療養型の施設に関しては、国の方で廃止をしていくという方針が出ていますので、ここで経過措置ということで36年3月まで転換の期間が延長されておりますので、それまでに手を挙げた法人等が作っていくという可能性はありますが、今のところどれくらい増えるなど具体的に計画化されているものではありません。

平井委員 第117条ですが、これは認知症の方に対する身体的拘束を正当化する規定となっているが、今までなかったものだが、身体的拘束等の適正

化のための検討委員会や指針の整備ということを今回なぜ基準を作られたのかお示してください。

井上介護保険
課長

身体拘束は今まで認められていたということではなく、どうしても必要な場合には、検討委員会を3カ月に1回以上開催、周知徹底、指針の整備、研修を定期的に行うといった条件をクリアした上で、必要だということを施設全体で理解した上で、やむを得ず行うということをも認めたものです。

平井委員

身体拘束の問題は、あらゆる介護施設で問題となっていて、あばれてしまう、大声を出すというとか実際にあると思うが、人権を尊重をする観点で身体的拘束をやってはならないことということで私たちは理解しているが、こういった規定を作ったこと自体が理解できない。この規定に対して、市はどのような検討をしたのか。

井上介護保険
課長

この条文を設けることについては、規定がない場合に施設でわからないように、見えないところで行われる、国でもそういうことがあるのではないかということから、こういったことを明記し、指針等を定め、きちんと理解した上で身体拘束を行うということで設けられたものと考えます。

平井委員	国からこういったものを作れというものが来て、改正されたものか。
井上介護保険 課長	この部分については、国から示されたものを引用したものでございます。
小林委員	第151条第8項第2号の介護老人保健施設のところで、言語聴覚士が加えられたが、市内のいわゆる老健で言語聴覚士を置いているところは何施設あるのか。
井上介護保険 課長	老健等の指定は県がやっておりますので、市では把握できておりません。
小林委員	作業療法士若しくは言語聴覚士となっているが、ここにあって言語聴覚士が入っているということは、高齢者が誤嚥性肺炎で亡くなることが多いのでここに言語聴覚士が入っているということでよいか。
井上介護保険 課長	脳梗塞など他の理由もあると思うが、そういったものを含めて加えたものと思っています。
赤川委員	先ほどの第59条の27での重要事項に関する規程についてですが、介護施設等でいろいろと問題が起きていて、今までの運営規程から重要

事項ということで利用者の家族に説明するようなことだと思うが、どの辺がプラスになったのか確認したい。

休 憩（午後1時55分）

再 開（午後2時7分）

井上介護保険
課長

確認しましたところ、もともとの第59条の準用で第31条の運営規程は第55条の重要事項に関する規程と読み替えることになっていたため、第59条の27についても、運営規程の概要を重要事項に関する規程の概要としたものでございます。したがって、文言を入れ替えただけで、規程の内容は同じものでございました。

【質疑終結】

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第40号について反対の立場から意見を申し上げます。至るところに規制緩和というか、今、地域密着型をやる施設も少ないということでは、こういう緩和をしなければいけないということもわかりますが、とりわけ、そのために、今までなかった身体的拘束の指針を作ることまで入っていて、これからの高齢化社会に向けて介護サービスがますます大事になる中で、このような規制緩和で本当に充実した介護ができるのかという疑問も抱きますので、この条

例改正については反対したいと思います。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第40号に賛成の立場から意見を申し上げます。この議案は法令の改正によって条例の改正を行うものでありますが、昨今の介護の現場の人員不足やそして介護職員の疲弊感なども考えまして緩和策などを講じているので、これはまた介護の現場を守るための条例改正だというふうに考え、賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第40号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第41号「所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

先ほどの議案第40号と同様の改正と思うが、主な概要が利用定員の見直しであったり、あるいは身体的拘束等の適正化ということでは、ほとんど似ているようなものと理解してよいか。

井上介護保険
課長

こちらは介護予防の部分ということで内容については、ほとんど同じと考えていただいて結構です。

植村福祉部長

議案第40号と議案第41号は似ていますが、身体拘束の関係について、今回の改正でやってよいと認めているわけではなくてやむを得ない場合、どうしてもしなくてはいけないことがあるので、身体拘束する場合に介護従事者の周知や指針を作るとか、適正に行うためにここで定められたということですのでご了解ください。

【質疑終結】

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第41号について意見を申し上げます。議案第40号と同様の改正と思ひまして、とりあえず反対いたします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第41号について意見を申し上げます。議案第41号について議案第40号と同様の理由から賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第41号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第42号「所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第42号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午後2時15分）